

平成23年第2回志布志市議会臨時会

目 次

第1号（7月26日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定につ いて)	5
10. 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について) …	6
11. 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に ついて)	7
12. 日程第6 議案第48号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	8
13. 日程第7 議案第49号 財産の無償貸付けについて	10
14. 日程第8 議案第50号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	14
15. 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	17
16. 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	18
17. 追加日程第1 発議第6号 議会基本条例等調査特別委員会の設置について	19
18. 追加日程第2 発議第7号 議員定数等調査特別委員会の設置について	20
19. 閉 会	22

平成23年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
7月26日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第48号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	財産の無償貸付けについて
議案第50号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第4号)
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第6号	議会基本条例等調査特別委員会の設置について
発議第7号	議員定数等調査特別委員会の設置について

平成23年第2回志布志市議会臨時会（第1号）

期日：平成23年7月26日（火曜日）午前10時02分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 議案第48号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第49号 財産の無償貸付けについて
- 日程第8 議案第50号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 発議第6号 議会基本条例等調査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 発議第7号 議員定数等調査特別委員会の設置について

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄	畜 産 課 長 山 田 勝 大
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松山支所長 溝 口 敏 久
志布志支所長 外 山 文 弘	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農業委員会事務局長 堀 苑 智 之
教育総務課長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生涯学習課長 米 元 史 郎	農政課長補佐 西 村 和 美

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時02分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成23年第2回志布志市議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、福重彰史君と下平晴行君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第3、承認第8号から日程第10、諮問第3号まで、以上8件につきましては、会議規則39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号から諮問第3号まで、以上8件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○  
日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第3、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年6月29日に放送法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市営住宅条例等を改正する必要性が生じ、同日に志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであり

ます。

内容につきましては、志布志市営住宅条例、志布志市営単独住宅条例、志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域活性化住宅条例中の「有線放送」という用語を「有線一般放送」という用語に改めるものであります。

なお、この条例は、関係省令の施行の日と同じく、平成23年6月30日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第4、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例等を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、第1条で、地方税法の一部改正に伴い、個人の市町村民税に係る寄附金税額控除等の見直しの措置が講じられたため、志布志市税条例の当該措置に関する規定を改めるものであります。

第2条で、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等、並びに個人に対して支払う上場株式等の配当に係る配当割の軽減税率の特例を2年延長する措置が講じられたため、志布志市税条例の一部を改正する条例、平成20年志布志市条例第22号の当該措置に関する規定を改めるものであります。

第3条で、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市町村民税の所得計算の特例について、施行日を2年延長する措置が講じられたため、志布志市税条例の一部を改正する条例、平成22年志布志市条例第21号の当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法令法律の施行の日と同じく、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。



日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第5、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第10号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、公布の日から施行するものであります。  
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

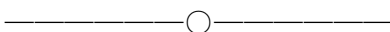
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第10号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は、承認することに決定しました。



#### 日程第6 議案第48号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第48号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料の新設並びに市町村民税、固定資産税及び軽自動車税に係る不申告等に関する過料の額の引き上げの措置が講じられたため、これらの設置に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料を10万円以下とし、市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る不申告等に関する過料の額を「3万円」以下から「10万円」以下に引き上げるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成23年8月30日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（丸山 一君） この3万円が10万円になるというのは、税法上でどういう意味があつてこの3倍強に数字上、上がったんですかね。



○税務課長（小辻一海君） お答えいたします。

通常、過料額等につきましては、3万円、5万円、10万円と段階的にずっとされるといようなことになっているわけですが、今回は2段階上げることで罰則強化の姿勢を示したといようなことでございます。

また、多額の過料を科することを目的としているのではなく、申告義務の確実な履行を推進することということで、市といたしましても推進することではございますけれども、申告義務の理解を得ながら過料を科することがないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） 例えば、今まで3万円であったものが10万円になったということで、市民に対する周知徹底はどういう形でされるんですか。

○税務課長（小辻一海君） このことに対しましては、申告漏れということで、6月に今回はもう既に申告漏れの方々に通知を出しております。

そしてまた、10月にもう1回、申告漏れの方々に通知を出したいと考えております。

昨年もこういう形で申告漏れが大体500件ほどあるわけですが、そのことに対しまして半分ほど後から申告が出されたところではございまして、これだけまた過料になれば通知をいたしたら申告漏れもなくなるんじゃないかと考えているところでございます。

それと、現在告知端末、昨日試験放送がされ今日から本格的に報告されたわけではございますが、このことと、それから市民チャンネルの方にも市の担当課ということで、そういう市民チャンネルにも番組を掲載しておりますので、そういう中でも随時市民の方には達し、通知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 例えば、軽自動車税に関わるもので、これは今まで申告がなされないであったものか。はたまたそれを、今度は過料が10万円となるとかなりの金額になるんですけど、そういうところで市民からの不平とかそういうことはないんですかね。周知徹底を厳密にやらないと、またいろいろトラブルのもとになるんじゃないかと思うんですけど。

○税務課長（小辻一海君） はい、お答えいたします。

今議員申されましたとおり、そういうトラブルが発生することは非常に考えられるところでございますので、随時、周知徹底は確実にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○

#### 日程第7 議案第49号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第49号、財産の無償貸付けについてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、有明保育園の用地の一部として、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、土地の所在地、志布志市有明町野井倉字前原1182番地16、種別、学校用地、数量、481㎡を児童福祉施設用地として、平成23年8月1日から平成32年3月31日まで、鹿児島県曾於郡大崎町野方6095番地38の社会福祉法人ちびっこ福祉会に無償貸し付けするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） ちょっと確認というか教えてください。

これ、6月議会にも出たんですよ。この481㎡、学校用地としてなっているわけですけど、これ、学校用地のままちびっこ福祉会の方に貸すということなんですかね。この財産のくくりとしておかしくありませんか。

6月の議会で提案された予算の執行で、この測量、そして分筆登記、そういったものがいつ済んで、それが済んだ後で、それでもまだ学校用地としてこれになっているのであればね、何かおかしいよ、これ。いかがですか。

○福祉課長（木屋成久君） ただいまの質問に対してですけれども、保育園の建て替えに伴う教育財産の用途変更ということで、こちらの福祉課の方から教育委員会の方をお願いをしてあります。教育委員会の方から公有財産の所管換えということで、決定を一応市長名でもらって所管換えをするということで一応内諾はもらっております。

そして、それにつきまして、今度は財産の無償貸付けということで、今回の議会の議決を求めるものでありまして、これについては、今のところ前回の6月議会でありましたように、今回の分筆登記につきましては、一応分筆は行ったところなんですけれども、現場主義ということでありまして、建物が建ってから登記は直すという形になると思います。

よろしく願いいたします。

○19番（小園義行君） 教育委員会はこれでいいんですか。学校用地を貸すって、きちんといろんなものがないと、これ問題ありませんかね。ということだけ聞いてるんですよ。

○教育総務課長（津曲兼隆君） これにつきましては、福祉課と5月11日に協議をまず第1回目しまして、我々も教育長共々現地に翌日出向しまして、学校長と事務の先生と福祉課立ち会いの下、協議をしてきたところです。学校園がありましたので、それについては移設をしていけば大丈夫ということで協議が調いましたので、今回のこのような形で所管換えをしていくという形になっております。

○19番（小園義行君） じゃあもう1回流れを全部教えてください。

学校用地のままでは今回は貸し付けをして、再度建ったときには、もう1回これは教育財産というところでなくて所管換えをちゃんとして、もう1回出てくるんですかね。その流れをきちんと教えて。

○福祉課長（木屋成久君） 先ほど述べましたように、教育財産から公有財産になりまして、建物が建ったら分筆登記をいたしまして、後もう議会の方には出てこないです。

[何事か呼ぶ者あり]

○福祉課長（木屋成久君） 普通財産として、保育園の無償貸付けの財産となります。

○24番（野村公一君） ちょっと順をおって御質問を申し上げます。

従来学校の教育財産として活用してきた土地であります。それをいかなる理由があっても貸し付けをすることはまず不可能です。であれば、一般の普通財産に返してから貸し付けをしていく、これが手順であります。

したがって、先程来、小園議員もお尋ねになっておられるとおり、手順が違うのではないかと、いうことを指摘しておるんです。このままであると議会が教育財産を貸すことに手を貸すことになります。そのことをどうなのかって質問です。市長、どうですか。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

今回の議案に提案いたすまでにですね、市長の方から現在は教育財産でございますので、教育財産のままでは貸し付けはできないと、今議員の方からおっしゃられるとおりでございます。今回市長の方から教育長の方に、所管換え並びに用途変更の申請というか、協議の書類を出しまして、教育委員会の方はそれに基づきまして検討されて所管換え、それから用途変更をするということで書類上の手続きを済ませているというふうに理解をしております。

地目につきましては、何ら変わるものではございません。用途変更をするということでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○財務課長（野村不二生君） 教育財産から福祉課の所管ということでですね、そこには保育所が建っておりますので、その関係で福祉課の行政財産として、所管として無償貸付けをするということで今回提案をしているところでございます。

○24番（野村公一君） そうであれば、これ教育財産じゃないんですね、もう。普通財産に変わ

ってるんですね、そこをしっかりと確認をしますよ。いつ付けで普通財産になったかちょっと教えてください。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩します。

○

午前10時28分 休憩

午前11時02分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長より、発言の申し出があります。

○財務課長（野村不二生君） 先ほどの発言の中で、一部間違いがございましたので、訂正をさせていただきますと思います。

「行政財産にして貸し付けをする」という発言をいたしました。が、「普通財産にして貸し付けをする」と、ただし普通財産は財務課の所管でございますが、これは保育施設が建っているということで、所管は福祉課ということで訂正をさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） 議会を中断させてしまいまして申し訳ございませんでした。

先ほど担当課長の方で答弁した件について、改めて答弁を申し上げます。

6月28日に教育財産の所管換えと用途廃止について、福祉課より依頼をさせ、7月1日教育委員会より所管換えの用途廃止のうえ財産引き継ぎを行ったところであります。そして、今回の提案となったところであります。

今後につきましては、保育所の完成を待って地目変更登記を行い、今回議案の変更となる部分、種別、数量について内容変更の議決を再度お願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○24番（野村公一君） 市長、今答弁をされたことはまことですか。普通の会話じゃないんですからね、議会は。そこは、ちっとはしよを入れて答弁をしてもらわんと、その場を逃れるだけの問題じゃないんですよ、真実ですか。

それと、今市長が答弁をされたそのことが事実だとすれば、今回この出された議案の内容はおかしいというふうに思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど野村議員の方から、今回の議案の内容について、御質問があったところでございます。そのことを受けまして改めて手続き等について、そして今回のこの提案に至った理由について、そしてまた今後について、関係機関と照らし合わせながら協議を行い、ただいま御説明したようなことで答弁するところでございます。

地目の変更につきましては、ただいま提案している内容について、可決をいただいた後に、今後保育所の方で建物の建設を行い、現況が定まった後に登記所の方に登記の申請をするというこ

とになります。登記所の方では、宅地につきましては、特に現況が宅地化されているということがあった上での変更がされるということに基づきまして、今回のこのような提案になっているところでございます。

[野村公一君「議案はこれでいいの」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） 議案につきましても、このような形で提案を申し上げるということでございます。

○議長（上村 環君） 特に許可いたします。

○24番（野村公一君） 市長、でたらめじゃないの。私どもに提案をされているこの議案の内容は、学校用地を貸し付けをするということなんですよ、でしょう。あなた、議案見ている今、そこ。議案の内容ですよ。何て書いてあります、そこは。学校用地です。

教育長、学校用地を一般に貸し付けができますか。しっかりせんないかんわ、あんたたちは。

○市長（本田修一君） 議案にございます学校用地481㎡ということにつきましては、登記簿上の種別ということでございます。

今回、このことにつきましては、先ほどもお話申し上げましたように、今回の御承認を得た後に地目の変更を登記所に申請するというところでございます。登記所の方につきましては、現況を確認した上で宅地の登記を認めるということでございます。そのようなことで、今回このような提案になっているところでございます。

[[「おかしいって、それ」と呼ぶ者あり]

[[「野村さんいいですか」と呼ぶ者あり]

[野村公一君「ちょっと協議会をしてもらおうか」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） しばらく協議会といたします。

○

午前11時08分 休憩

午前11時48分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 今差し替えになったというのは、会議録には残さなくていいんですか。

それと、この保育園の用地として481㎡を新たに貸し付けるということだと思んですが、このイラストを拝見しますと、駐車スペースがかなり現況からすると奥の方に入っているんじゃないかなと思います。

それと、建物も結構大きいので、1点だけお伺いしますが、この園庭ですね、屋外遊戯場というのは坪、何㎡になるのか。それは児童福祉法に照らし合わせてちゃんと条件を満たしているのか、その点をお伺いいたします。

○福祉課長（木屋成久君） お答えいたします。

屋外遊戯場は、今定員90名で、一人当たり3.3㎡で96人の屋外遊戯場ということで316.8㎡というような形となっております。

〔「問題ないかというのは」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（木屋成久君） これにつきましては、図面に示してあるとおりに問題はないと思われ  
ます。規定を満たしております。

○17番（岩根賢二君） はい、満たしているというのは今分かりましたけれども、園庭は何㎡で  
すかというのを僕は聞いたんですよね。まあ満たしているというのは分かりましたけれども、じ  
ゃあ幾らなのというのをちゃんと教えてくださいよ。

○福祉課長（木屋成久君） 園庭につきましては、約1,700㎡で満たしております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

〔「議長、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） しばらく休憩いたします。

○

午前11時52分 休憩

午前11時54分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） これから採決します。

お諮りします。

議案第49号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、可決されました。

○

日程第8 議案第50号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第50号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、志布志消防署建設事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第50号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、規定の予算に4億2,719万4,000円を追加し、予算の総額を188億9,082万6,000円とするものでございます。

それでは予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、志布志消防署建設事業の実施に伴い、一般単独事業の合併特例事業を3億7,580万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入の18款、繰入金、1項、基金繰入金、4目、施設整備事業基金繰入金は、志布志消防署建設事業にかかる財源として5,139万4,000円を計上しております。

7ページの21款、市債は、4目、消防債を3億7,580万円増額し、総額で24億2,800万円としております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

8ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、志布志消防署建設事業にかかる経費として、4億2,719万4,000円を計上しております。

以上が補正第4号の主な内容でございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（岩根賢二君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、この施設整備基金の後の残高は幾らになるのか。

それと、先ほど全協の中でもこの議決後の流れというものがお示しをされました。8月にはもう入札をするということでございましたが、金額的にもかなりの高額ですが、入札の対象としては企業体を想定しているのか、その辺をお聞かせください。

○総務課長（溝口 猛君） 入札の発注でございますが、事業費としましては、今回工事請負費につきまして、4億1,100万円計上しているところでございます。

この中でも大きく分けまして、建築本体、それから電気設備、機械設備に分けて発注する予定

でございますが、俗に言うJVですね、企業体については、考えてないところでございます。

○財務課長（野村不二生君） 施設整備事業基金の今年度末の残高でございますが、7億4,186万5,000円になる予定でございます。

○17番（岩根賢二君） 共同企業体としては考えてないということでございましたが、もちろんそうであれば、市内の業者ということになると思いますが、市内の業者が元請けということで、あるいは次の段階で下請けあるいは外注をする場合に、その外注先、下請け先を市外の業者に頼むというケースがかなりあるということで聞いておりますが、その辺について、入札のときの条件として、市内の業者を利用することというふうなことの項目を加えるということについては考えておられないかお聞きします。

○総務課長（溝口 猛君） 以前、大きな建設事業としまして、給食センター等があったわけでございますが、そのときにつきましても下請けについては、市内の業者をなるべく使うようにということでお願いしたところでございます。

したがって、今回につきましても下請けにつきましては、なるべく市内の業者と、市内の業者で調達できる分につきましては、全て市内の業者ということで考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今課長が申されましたことは、例えば文書でもそういうのが入ってるんですか、文面として。できるだけということは、できないからよそに頼むということになるんですよね、いかがですか。

○総務課長（溝口 猛君） 入札の条件の中に市内の業者をとということを明記しろということでございますが、その件につきましては、はっきり明記できるのかどうか、ちょっと建設業法等の関係、あるいは本市の契約規則ではそこまで明記してございませんので、法的に問題なければその部分もはっきり明記したいというふう考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 1点だけちょっとお尋ねをしておきますが、今回本庁舎と訓練棟を建設をするということですが、この庁舎はどちらにしてもでしょうが、この庁舎の上階から港湾の状況が把握できるのかどうか、ひとつそこを教えてください。

○総務課長（溝口 猛君） 新消防庁舎から港湾の状況が把握できるかということでございますが、2階建てということでございますので、2階建ての部分からは恐らく港湾施設は見えないというふうに思っているところでございます。

なお、訓練棟につきましては、4階建てということでございますので、ここ辺りはちょっと確認しないと明確には言えないところでございますが、いずれにしても消防庁舎からは見えないということでございます。

○24番（野村公一君） せっかくこういう災害時の本部ですよ、しかも市街地の高台の中では一番高い構造物、しかも災害の本部が、いざというときに港湾の状況が一目で把握できる体制というのは極めて私は大事だと、そういうものをやっぱり考えながらこの庁舎を建設すべきだと思



うんですが、市長、その辺どう思われますか。

○市長（本田修一君） 今回、消防署建設にあたりまして、この消防署の方に市内の河川管理のカメラの監視のシステムを導入するところとしております。

ただいまお話になられました港湾の状況については、大師公園の方の監視カメラは活用されて、その状況については、消防署の方で把握できるというような状況になろうかというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

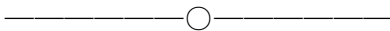
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年9月30日をもって任期が満了する平原三郎氏の後任として中西浩二氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

中西浩二氏の略歴につきましては、説明資料30ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第10、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年11月3日をもって退職した春田良子氏の後任として福留道子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

福留道子氏の略歴につきましては、説明資料の31ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで皆様方にお諮り申し上げます。

特別委員会等の設置等がございまして、時間がもう少しかかりそうでございます。

〔何事か言う者あり〕

○議長（上村 環君） それでは、続行いたします。

ここで日程追加のため、しばらく休憩します。

○

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。追加日程第1、発議第6号及び追加日程第2、発議第7号の2件につきましては、会議規則第39第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号及び発議第7号の2件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

#### 追加日程第1 発議第6号 議会基本条例等調査特別委員会の設置について

○議長（上村 環君） 追加日程第1、発議第6号、議会基本条例等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○18番（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第6号、議会基本条例等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は、私、東宏二、賛成者、鶴迫京子議員、西江園明議員、毛野了議員であります。

提出の理由は、地方主権の進行とともに、地方自治体の役割・責任が増大していく中、二元代表制の一翼として、議会は、その役割と責任を果たすべく議会機能の充実が求められております。

その一つとして、議案等審査の充実、効率的な会議の運営、政策形成能力の向上、市民と議会との良好な関係などを調査するため、特別委員会を設置しようとするものである。

名称は議会基本条例等調査特別委員会、委員の定数は12人、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては配付してあるとおりであります。

以上、趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。東宏二君ほか3名から提出された発議第6号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、東宏二君ほか3名から提出の発議第6号については、原案のとおり設置することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

○

午後0時15分 休憩

午後0時16分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました議会基本条例等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例等調査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会基本条例等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後0時17分 休憩

午後0時26分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に立平利男君、副委員長に小野広嗣君がそれぞれ互選されました。

○

追加日程第2 発議第7号 議員定数等調査特別委員会の設置について

○議長（上村 環君） 追加日程第2、発議第7号、議員定数等調査特別委員会の設置について

を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○18番（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第7号、議員定数等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は、私、東宏二、賛成者、鶴迫京子議員、西江園明議員、毛野了議員であります。

提出の理由は、地方主権の進行とともに、地方自治体の役割・責任が増大していく中、二元代表制の一翼として、議会は、その役割と責任を果たすべく議会機能の充実が求められております。

その一つとして、本市における適正な議員定数等について調査するため、特別委員会を設置しようとするものである。

名称は議員定数等調査特別委員会、委員の定数は11人、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては配付してあるとおりであります。

以上、趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。東宏二君ほか3名から提出された発議第7号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、東宏二君ほか3名から提出の発議第7号については、原案のとおり設置することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

○

午後0時29分 休憩

午後0時30分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数等調査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議員定数等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後0時31分 休憩

午後0時41分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に丸崎幹男君、副委員長に長岡耕二君がそれぞれ互選されました。

○

○議長（上村 環君） 以上をもって、本臨時階の日程を全部終了しました。

これで、平成23年第2回志布志市議会臨時会を閉会します。

午後0時41分 閉会